

令和7年度インターンシップ導入促進支援事業助成金のご案内

本制度は、少子高齢化に対応し、学生による職場体験（以下「インターンシップ」という。）を実施する会員事業者に対し、支援を行うこととなりました。
つきましては、下記条件により実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 令和7年6月2日(月) ～ 令和8年3月2日(月)
(土日祝日及び休館日は除く)
※ただし、令和7年4月1日(火)から令和8年2月28日(土)までに実施したものを対象とする。
※期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。
2. 対象者 栃ト協会員事業者であり、かつ中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であるものとする。
3. 交付要件 全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。ただし、1事業者あたりの申請は1回に限る。
 - (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
 - (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むこと。
 - ①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組の見学等。
 - ②乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)
 - (3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。
4. 助成金額

(1) インターンシップ受入れ期間	3日間	9万円
(2) インターンシップ受入れ期間	4日間	11万円
(3) インターンシップ受入れ期間	5日間以上	13万円

※ただし、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。
5. 申請要領 栃ト協にご連絡ください。手続きを説明し申請書を送付いたします。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 適正化事業部
TEL 028-684-5882 FAX 028-684-5889

インターンシップ導入促進支援事業における助成対象となるプログラムの要件
(第3条 第3号関係)

交付要綱第3条第3号の要件は、インターンシップのプログラムの総実施時間の半分以上を以下のいずれかに関するものが占めていることとする。

1. 点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
2. 乗務体験
3. 荷積み作業、荷卸し作業
4. 配車、運行管理
5. 事務作業（総務、経理等）
6. オリエンテーション（会社概要説明、社長講話等）

トラック運送業におけるインターンシッププログラムの概要例

事例1 運送業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、事業所、車両等の見学)	・荷積み作業見学 ・点呼、乗務前後の状況を見学
2日目	・車両洗車(補助) ・車両の安全点検、基礎整備(補助)	・配車状況の見学 ・車両に同乗し、配送業務を見学
3日目	・安全運行に向けたDVD視聴 ・ドライバー従業員との質疑応答	・プレゼン制作
4日目	・発表会 ・修了式(社長講話等)	

事例2 運送業務及び構内業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、社長講話)	・車両及び荷積み作業見学 ・倉庫及び倉庫業務の概要説明
2日目	・車両の安全点検、基礎整備(補助) ・車両に同乗し、配送業務を見学	・運行管理業務の概要説明 ・配車状況の見学 ・車両管理システムの操作(補助)
3日目	・倉庫内作業の見学 ・倉庫内荷役作業の実習	・プレゼン制作 ・発表会 ・修了式(社長講話等)

事例3 事務業務を中心にしたケース		
	午前	午後
1日目	オリエンテーション (会社概要説明、事業所見学、社長講話)	・荷積み作業見学 ・車両等の見学
2日目	・点呼、日常点検整備の見学 ・車両に同乗し、配送業務を見学	・事務業務の概要説明 ・経理業務の実習
3日目	・人事・総務業務の実習 ・社長秘書業務の実習	・プレゼン制作 ・発表会 ・修了式(社長講話等)